



議会だより



〔表紙写真〕

5月17日・18日の2日間、山越地区・小川地区の町営牧場にて牛の放牧がおこなわれました。

写真は山越地区の町営牧場にて、酪農家から預かった牛が放牧され、牧場でのびのびとしている様子です。

第1回定例会・第2回臨時会 P 2 ～ 10

一般質問 P 11 ～ 21

委員会レポート P 22 ～ 23

政務活動費執行状況 P 23

議会の動き・編集後記 P 24

第 1 回 定 例 会

令和 7 年第 1 回定例会が 3 月 3 日から 4 月 3 日まで行われました。
 その他補正予算、条例の改正等の議案審議を行いました。
 また、令和 7 年度各会計予算案については、4 月から 6 月までの 3 ヶ月分の暫定
 予算を可決しました。
 審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和 6 年度補正予算

会 計 名			今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 （第 9 号）			△ 1,160万1千円	99億7,118万2千円
一 般 会 計 （第10号）			223万6千円	99億7,341万8千円
特 別 会 計	国民健康保険事業（第 4 号）		△ 9,323万円	10億5,808万4千円
	後 期 高 齢 者 医 療（第 2 号）		△ 65万5千円	1億7,060万5千円
	介 護 保 険 事 業（第 5 号）		△ 1億4,463万円	10億4,669万9千円
	介護サービス事業（第 3 号）		45万8千円	6,659万5千円
	風 力 発 電 事 業（第 4 号）		△ 393万7千円	2,351万5千円
簡易水道事業会計（第 2 号）				
収益的収入及び支出		収 入	△ 1,960万9千円	4億4,684万8千円
		支 出	△ 1,960万9千円	3億8,362万2千円
資本的収入及び支出		収 入	△ 470万円	1億7,324万8千円
		支 出	△ 1,378万円	2億3,015万9千円
下水道事業会計（第 2 号）				
収益的収入及び支出		収 入	△ 503万6千円	5億4,891万円
		支 出	△ 503万6千円	5億3,999万8千円
資本的収入及び支出		収 入	△ 5,911万9千円	3億855万1千円
		支 出	△ 5,911万9千円	3億 1,337万9千円
病院事業会計（第 5 号）				
収 益 的 収 入 及 び 支 出			△ 1,051万7千円	11億2,070万1千円
資本的収入及び支出		収 入	396万1千円	1,476万8千円
		支 出	△ 92万4千円	2,832万1千円

補正の主な内容

◎ 一般会計補正予算（第9号）
 自治法派遣道職員負担金や、久遠漁港製氷貯氷施設整備補助金による増のほか、各種事務事業の執行による予算精査による減です。

◎ 一般会計補正予算（第10号）
 畜産飼料高騰対策事業補助金の追加による増です。

◎ 国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 北海道からの特別交付金を財源とする、病院事業会計への繰出金追加などによる増のほか、保険給付費などの精査による減です。

◎ 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 事務費や一般会計繰出金の精査などによる減です。

◎介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

事務費の精査のほか、保険給付費の各種介護サービス給付費負担金の減額などによる減です。

◎介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

事務費などの精査による増です。

◎風力発電事業特別会計補正予算（第4号）

事務費の精査などによる減です。

◎簡易水道事業会計補正予算（第2号）

・収益的収入及び支出

収入では、一般会計からの負担金及び補助金の精査、支出では、配水・給水施設に係る経費及び、給与費などの精査による減です。

・資本的収入及び支出

収入では、企業債への精査、支出では、建設改良費の精査による減です。

◎下水道事業会計補正予算（第2号）

・収益的収入及び支出

収入では、一般会計からの補助金の精査、支出では、環境費や処理場費に係る経費、事務費などの精査による減です。

・資本的収入及び支出

収入では、企業債への精査や、一般会計からの出資金の精査、支出では、建設改良費の精査による減です。

◎病院事業会計補正予算（第5号）

・収益的収入及び支出

収入では、国保事業会計からの補助金及び、一般会計からの不採算地区病院運営費負担金など、支出では、給与費及び材料費などによる減です。

・資本的収入及び支出

収入では、一般会計出資金の精査や、医療機器などの購入に係る補助金の追加による増、支出では、医療機器や車輛購入に係る精査による減です。

条 例

◎せたとな町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づき個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、関係条例の所要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたとな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行により、職員の仕事と介護の両立支援等が拡充されたため、本条例の一部を改正しました。

◎せたとな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和6年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、せたとな町職員の給料及び各種手当等を改正するため、本条例の一部を改正しました。

◎せたとな町特別会計条例等の一部を改正する等の条例について

せたとな町洋上風力発電施設の廃止に伴い、関係条例の所要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたとな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正

されたことから、所要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたとな町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について

重大・悪質な過失行為による事故被害者等に対して支援拡大を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたとな町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道法の一部が改正されたことから、所要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたとな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について

出生祝金を3万円から5万円へと引き上げを行うための条例改正案について、全会一致で否決しました。

◎せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について

出生祝金を3万円から30万円へと引き上げを行うため、本条例の一部を改正しました。

反対討論

菅原 義幸議員

30万円では不足であり、50万円にすべきであるという立場からです。

賛成討論

真柄 克紀議員

町民に対するサービスの向上その点を指摘し、改正案を提出するように要求したところ、最終的に30万円という形で修正案が出されました。これは現在できる中では、一歩二歩進んだ形での子育て支援策だと思えますので、今後ともますます充実させることを強く期待します。

反対討論

石原 広務議員

せめて50万円に引き上げるべきだという考えは、変わりません。今後はありません。こういった取り組みは、とくに政策として打ち出すべきでした。

賛成討論

柁田 道廣議員

当初3万円から5万円に引き上げるといことで提案がありました。皆さんのさまざまな提案によって、30万という金額が提示されたことは、非常に有意義であると考えます。また、この金額は全国的管内的にも素晴らしい金額だと思います。これをもって足りると思っていまいますが、一歩前進したという意味において、評価できるものと思います。

※賛成9、反対2の賛成多数で可決されました。

◎せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例について

貸付条件等の緩和と貸付事務の現状に合わせた規定の整備を図るため、本条例の全部を改正しました。

決 議

◎せたな町長、高橋貞光君に對するせたな町情報公開条例の遵守を求める決議について

せたな町議會は、せたな町長高橋貞光君に對し、せたな町情報公開条例の遵守と、公文書である顛末書・始末書の原則公開を要求する。

①1月23日の政策審査特別委員会では、顛末書・始末書は非開示情報だとして、原則公開というそれ迄の発言を覆し、議会と行政の信頼関係を著しく損なった。

②顛末書・始末書は提出義務に基づく公文書であり、個人の自由意志で提出された情報

とはいえず、せたな町情報公開条例第10条第1項第7号の「任意に提供された情報」には該当しない。

③「日付・心情」並びに「処分該当行為の経緯」に関する情報は、せたな町情報公開条例第10条第1項第1号に規定する11項目の特定個人識別情報に該当せず、非開示にすることは誤りである。

④公文書である顛末書・始末書は、せたな町情報公開条例の規定を遵守し、個人識別情報11項目を除いて公開することを要求する。

提出議員 本多 浩議員
賛成議員 他11名の議員

賛成討論

菅原 義幸議員

北海道町村会は昨年6月、顛末書、始末書は公文書であるとする極めて当然の見解を表明しました。私は、高橋町長が長期間、顛末書と始末書

は個人情報であるとして一切公表せず、横領事件の真相解明を妨害してきたことに対し厳しく抗議します。

本来、顛末書、始末書は提出義務に基づく公文書であって、個人の自由意思で提出された情報ではありません。それにもかかわらず、任意に提出された情報だと偽って非開示文書とみなすことは、せたな町情報公開条例の規定に明らかに違反するものです。

顛末書と始末書が公文書である以上、原則公開すべきものであり、これまでは議会調査特別委員会の要請に基づいて公開されてきた経過がございます。

しかし、この度は日付、心情、処分該当行為を個人識別情報だと偽って黒塗りにし、相当部分を秘匿しています。

また、公務員の職務上の行動は非開示にできないということが法律の規定であって、処分該当行為の黒塗りは町民の知る権利を否定し、横領行為を隠蔽する許されない行爲です。

5カ月間にわたって10件、160万円の公金を役場から持ち出した事案を調査するため、議会が提起した地方自治法第98条の検査権を尊重し、せたな町情報公開条例に基づいて原則公開することを町長に強く要求し、賛成討論とします。

※全会一致で可決されました。

発議

◎せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例について

せたな町行政組織条例が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

情報通信技術の活用による行政手続きに係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び、効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施

行期日を定める政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しました。

その他

◎指定管理者の指定について
管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、次の3施設について指定管理者を指定しました。

一、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

有限会社 ケアステーションせたな

瀬棚区本町456番地

・指定の期間

令和7年4月1日から

令和10年3月31日まで

二、せたな町営牧場

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

新函館農業協同組合

北斗市本町1丁目1番21号

・指定の期間

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

三、せたな青少年旅行村

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

EZODEF LODGE

合同会社

瀬棚区三本杉94番地

・指定の期間

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

◎権利の放棄について

水道料金の債権について、債務者の死亡または町外への転出により居所不明のため、債務の履行が見込めないことから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決しました。

・放棄の内容

水道料金の未収金

130万1570円

・債務者数

31人

・放棄の時期

令和7年3月31日

◎人権擁護委員候補者の推薦について

任期満了に伴い、次の方を推薦することについて議会としての意見を求められ適任として答申しました。

北檜山区丹羽

本田 孝行さん

北檜山区若松

本間 久代さん

北檜山区豊岡

井上 義章さん

意見書

◎持続可能な学校の実現をめざす意見書

学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、労基法時間外上限が付され、社会全体が労働時間の適正化にむかう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めることから、以下の事項を実施することを求めます。

1. 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

(1)部活動の地域移行をさらにすすめるため、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。

(2)学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。

2. 教職員定数改善を実施すること。

3. 教員のいのちと健康を守るため、所定の業務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する、法制度の整備を行うこと。

4. 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

提出議員 本多 浩議員
賛成議員 藤谷 容子議員

〃 梶田 道廣議員

〃 真柄 克紀議員

〃 菅原 義幸議員

※全会一致で可決されました。

◎食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書

国内農業をめぐることは、少子・高齢化に伴う農家戸数の著しい減少や、耕作放棄地の増加、頻発する自然災害などによって農業生産基盤が脆弱化しており、国民の命の源である食料の供給不安定化や食料自給率の低下、地域経済の衰弱を招くなど、我が国の食料安全保障が脅かされています。

基本計画及び酪肉近において、これまでは10年間だった計画期間を5年間に短縮させ、農業の構造転換を集中的に推進するとしています。また、基本計画においては、合理的な価格形成についても位置付けるとしており、その実効性確保に向けて今通常国会に関連法案も提出される予定です。このため、両計画においては、国内の農業生産の増大を基本に、生産意欲が向上する目標の設定や農業所得の確保に資する施策の構築など、現場に寄り添った農業政策が求

められ、その実現に向けた農業予算の増額が必要となっています。さらに、食料の価格についても、農業者、食品産業、消費者など幅広い食料システムの関係者の合意の下で、コスト上昇に見合った価格改定が行われる環境等が求められています。

については、次期基本計画及び酪肉近の改訂にあたっては、食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策が実現されるよう下記事項を要望いたします。

1. 次期基本計画の改訂にあたっては、国内農業生産を増大することを基本とし、食料自給率の向上に資する目標設定や、国民の理解醸成を踏まえた上での農業者が再生産可能な価格が形成される環境整備（直接支払制度の構築）など、生産現場の意見に寄り添った農政を推進するとともに、農業予算を大幅に拡充すること。また、2027年以降の水田政策については、これ

までの政策との整合性や公平性を踏まえながら、生産現場の実情を十分配慮すること。

2. 酪肉近の改訂にあたっては、酪農・畜産農家の生産意欲が向上する生産目標数量を設定し、目標の確実な達成に向けた生産基盤強化策などの施策を盛り込み、生産者が将来の展望を持てるようにすること。

また、中長期的な国産牛乳・乳製品の安定供給に向けて、今般の需給緩和による影響を鑑み、今後は生産抑制・減産に頼らないよう、国が責任を持って需給調整のための出口対策などを行うこと。

提出議員 本多 浩議員
賛成議員 藤谷 容子議員

〃 梶田 道廣議員

〃 真柄 克紀議員

〃 菅原 義幸議員

※全会一致で可決されました。

◎米兵による沖縄県の少女暴行事件に抗議し再発防止を求める意見書

沖縄県では1995年の少女暴行事件など米軍による事件が後を絶たず、2023年12月にも16歳未満の少女が米空軍兵に誘拐され性的暴行事件が発生しています。この他にも、2023年1月から2024年5月末までに、米兵による性犯罪が4件発生していますが、沖縄県内で引き起こされた米兵の性的暴行事件は多数に上っており、公表された事件は「氷山の一角に過ぎない」と言われています。

戦後80年近くたっても米軍による事件・事故が後を絶たない背景には、1972年の本土復帰後も国土の0.6%の面積に過ぎない沖縄県に、国内の在日米軍専用基地面積の70%が押しつけられている現実と、米軍構成員などの特権を保障する日米地位協定の問題があります。事件後に米兵が基地に逃げ込みさえすれば、日本の司法権が及ばない協定では、蹂躪された被害者

の人権は救済されません。

一部に被害者を非難する声がありますが、性暴力は人間の尊厳を蹂躪する行為であり、加害者こそ非難されるべきです。

昨年10月にジュネーブで開かれた国連女性差別撤廃委員会での沖縄の女性たちの深刻な訴えに、同委員会は「加害者を適切に処罰し、被害者に十分な保障をする措置を講ずること」を日本政府に勧告しました。

ましたが、米兵による性暴力を起させない責任は日米両政府にあります。

1995年の少女暴行事件を契機に、「在日米軍に係る事件・事故発生時の通報手続き」が合意されていたにも拘わらず、今回も捜査当局や外務省から県への情報提供はなく、県民には半年間も知らされませんでした。

昨年12月に開催された沖縄県民の抗議大会でスピーチした大学生は、「沖縄に幾度となく押し寄せる悲しみの波は、いつになれば止まるのか」と痛切な訴えをおこないました。

以上のことから、米兵によ

る少女暴行事件に抗議すると共に、政府に対し下記の事項を実現することを要求します。

1. 被害者への謝罪と丁寧な精神的ケア及び完全な保障を行うこと。

2. 被害者のプライバシーの保護と二次被害の防止を徹底すること。

3. 事件発生時の県・市町村自治体への速やかな情報提供を確実に行うこと。

4. 米軍構成員等の特権的に扱う日米地位協定の根本的改定を行うこと。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

※全会一致で可決されました。

◎高額療養費制度の上限額引き上げ全面撤回を求める意見書

政府は通常国会に、1ヶ月に支払う医療費の自己負担額に上限を設ける「高額療養費制度」を改定し、上限額の引き上げを提案しました。この

制度は、がんや難病など重篤な病気で長期にわたり治療を受けている患者にとつての「命綱」であり、全国がん患者団体連合会などから、「治療が続けられない」「命綱を断ち切らないで」と悲鳴が上がり、島根県の丸山知事も2月の定例会見で、「治療を諦める人が出てくる。国家的殺人未遂だ」と厳しく批判しました。

当事者団体の必死の声を受けて石破首相は3月7日、秋までに再検討するとして、患者負担引き上げを一旦凍結することを表明しました。しかし、この措置は、再度提案する可能性を含んでいることを、多くのメディアが指摘しています。

従って、経済的事情の如何

に関わらず、誰もが必要な医療を安心して受けることを可能とするために、公的医療保険の仕組みを根幹から突き崩す高額医療費制度の上限額引き上げについては、全面撤回することを政府に強く要求します。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

※全会一致で可決されました。

◎物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書

2. 7%の改定率とすべきものです。

厚生労働省は、過去の賃金の平均伸び率が2.3%と物価上昇率を下回ったため、年金も賃金の伸び率に合わせて2.3%とした上で、「マクロ経済スライド」により、0.4%をさらに差し引いたため、1.9%の改定率になりました。マクロ経済スライドは、年金改定率を抑える仕組みであり、来年度はさらにマイナスが大きくなります。

厚生労働省が1月24日に発表した新年の公的年金の改定率は、プラス1.9%ですが、同年発表された昨年1年間の消費者物価上昇率は、前年比2.7%であり、物価伸び率を引くと、年金の実質伸び率はマイナス0.8%に引き下げられることになります。本来年金額は、前年の物価の伸びに合わせて改定するのがルールであり、それに従えば、

物価高騰の中での相次ぐ年金目減りは、高齢者の生活を脅かしています。「マクロ経済スライド」の調整による年金のマイナス改定は、低年金者ほど長く続く仕組みになっており、最終的な基礎年金（国民年金）の調整額は、現在の月額6万8千円が、実質4万8千円程度まで減額される見込みです。年金はそのほとんどが消費に回ることから、相次ぐ年金の削減により地域の経済は冷え込みや地方財政にも大きな影響を与え、自治体の行政サービスにも直結す

る結果をもたらしています。

国民年金法第4条では、「年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない」と規定しています。従って、せたな町議会が政府に対し、物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げを強く求めるものです。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

※全会一致で可決されました。

令和7年度各会計 暫定予算可決

令和7年度各会計暫定予算が3月28日の本会議において可決されました。

年度内における予算審議の終了が見込めないことから、町長より予算案の撤回を受け、4月から6月までの3ヶ月分暫定予算案を審議しました。

第2回臨時会

令和7年第2回臨時会が4月28日から5月2日まで行われました。

令和7年度各会計予算案についての審議を行い、令和7年度一般会計予算については、賛成9名、反対2名の賛成賛成多数により原案可決となりました。

また、その他各特別会計等についても、全て原案可決となりました。

令和7年度予算

会 計		令和7年度予算	令和6年度予算	前 年 比
一 般 会 計		94億9,964万4千円	93億3,862万9千円	1億6,101万5千円
特別会計	国 民 健 康 保 険 事 業	10億7,994万8千円	11億4,990万1千円	△ 6,995万3千円
	後 期 高 齢 者 医 療	1億7,947万6千円	1億8,139万5千円	△ 1,919万円
	介 護 保 険 事 業	10億8,915万7千円	11億7,694万6千円	△ 8,778万9千円
	介 護 サ ー ビ ス 事 業	6,023万6千円	6,490万5千円	△ 466万9千円
	風 力 発 電 事 業	廃 止	2,511万5千円	△ 2,511万5千円
簡易水道事業会計				
収益的収入及び支出	収 入	4億150万7千円	4億6,424万6千円	△ 6,273万6千円
	支 出	4億8万7千円	4億164万円	△ 155万3千円
資本的収入及び支出	収 入	1億3,736万6千円	1億7,114万8千円	△ 3,378万2千円
	支 出	1億9,815万2千円	2億3,711万8千円	△ 3,896万6千円
下水道事業会計				
収益的収入及び支出	収 入	4億5,678万5千円	5億5,251万6千円	△ 9,573万1千円
	支 出	4億5,678万5千円	5億4,360万4千円	△ 8,681万9千円
資本的収入及び支出	収 入	5億7,875万9千円	3億6,767万円	2億1,108万9千円
	支 出	5億7,890万7千円	3億7,249万8千円	2億640万9千円
病院事業会計				
収 益 的 収 入 及 び 支 出		11億3,683万3千円	11億82万5千円	3,600万8千円
資本的収入及び支出	収 入	1,795万4千円	1,080万7千円	714万7千円
	支 出	3,361万2千円	2,875万円	486万2千円
合 計		163億520万8千円	161億8,771万3千円	1億1,749万5千円

討 論



◎一般会計

反対討論

石原 広務議員

町が合併した当初の人口は1万人を超えていましたが、20年目を迎えた現在は6千人台まで落ち込んでいます。

7年度予算で小学校、中学校、高校と、それぞれに5万円ずつを入学祝い金にするとした新規事業、そして出生祝い金もそれに合わせ2万円を引上げ、5万円にするとした条例改正案は、議会全会一致で否決され、改めて出された30万円の提案は賛成多数で可決されました。私は出生祝い金の額は、せめて50万円に引き上げるべきとの考え方は変わりません。入学祝い金もそれぞれ10万円とするべきであり、そのような取組は、もつと早く政策として打つべきだと考えます。

リフォーム助成事業は議会

から提起があり、新年度に復活しますが、現在の物価高などの社会情勢を見ても、助成率をアップするべきところ、町長にはその考え方はありません。

福祉灯油も、せめて100リットルに増やすべきです。高橋町長は高齢者対策全般に對し、福祉政策に力を入れるという概念は欠落していると判断します。超高齢化が進み、介護の現場は人口減などの要因も重なり、大変な状況に陥っていることにも手厚く支援をするべきです。

子育て日本一を目指すとした町長のスローガンは、ただのパフォーマンスであり、出生祝い金、入学祝い金などは、これまで何の政策を打つ考えはなく、改選期に充ててきたバラマキでしかありません。少子化が進んできている現状で「今さら」「今になって」など、遅過ぎるとの批判の声があるのも事実です。

集大成として位置づける5期目人口減、少子化、高齢化対策、一次産業を初めとする

産業団体への支援や切実な町民要望にも背を向け続けてきて、町の実態を真剣に考えることもなく、ただ自身の保身のためだけに町政を私物化してきたことに對し強く抗議を申し、7年度予算に反対討論とします。

賛成討論

真柄 克紀議員

暫定予算を経て本日5月2日、本予算の採決にたどり着きました。このことは、予算審議の遅れの主因が理事者の議会対応の不合理な点にあったとは思いますが、残念ながら年度内に採決できないことにより、町民各位の4月からの活動に大いなる心痛を与えてしまったことに關し、一議會人として大変力不足を感じており、心からお詫び申し上げます、反省するところです。

今回の予算審議では、合併から20年を経た町の潜在力、将来の町の在り方、財政の方向性等について議論が重ねられたことは、町民皆様に町の

現状を理解していただき、ともに考えていく上で意味ある機会だと考えます。一般会計においては、94億9900万円、前年比で1.7%の増となりましたが、分析してみると、各部署の役務費、需用費における物価高騰等のための負担増、また人件費においても、人事院勧告に従った大幅な負担増などから、この影響で目的基金は使うために積んであるとは言いがた本来、一般会計内で対応すべき事業が、各分野において目的基金からの繰入れで対応せざるを得ない現状がこの予算委員会を通して明白になりました。

また収入においては、コロナ禍等の国の特別措置等がなかったことも影響し、町税ににおいては前年比2.7%減の7億8700万円と少子高齢化がますます加速している当町において、自主財源の確保がますます高いハードルとして迫っています。合併20年の現状を鑑みると、合併記念事業等においても、現状に見合った中で、簡素に合理的な形

反対討論

菅原 義幸議員

5期20年にわたる高橋町政のうち、後半の3期12年間の行政には断じて容認できない黒歴史が含まれています。

で進めていかなければならぬのではないかと強く思います。そして1日も早く、合併20年を経過した中で課題が山積している①高齢者への各種サービス事業の今後の在り方②子育てを担う若い世代が希望を持てるさらなる環境整備③それらの基礎となる一次産業を中心とした基幹産業のさらなる体制強化、この三つを中心に、十分に財源問題を加味しながらスピーディーに取り組み、人口規模が徐々に縮小しても、社会機能を継続できる適応性等を構築し、それに向かつて努力していかねればならないと思います。令和7年度一般会計予算の執行により、停滞なく各種サービスが展開されることを信じ、賛成討論とします。

本予算の審査を通じて、高橋町政は既に終焉を迎えていると言わざるを得ません。

したがって、町政の根本的刷新を願う立場から、本予算に反対します。

賛成討論

藤谷 容子議員

予算委員会の中で問題も明らかになっていますが、町民のための大事な予算が組み込まれていると思います。先ほど出ました入学祝い金については、新しく設置されたもので、確かに小学校5万円、中学校10万円、高校15万円くらいかかるということで出されています。全部5万円ということは不十分な額ではありませんが、少しでも早くその保護者の手元に届くよう、スタートの時点として今までなかった新しいものができたということ、今後これをさらに考えていくということで、少しでも早くこれを執行していただきたいと思います。

またリフォーム助成も今

でなかったものや、止まっていたものがまたスタートしたということ、非常に不十分ではありますけれども、その問題点も指摘されていますので、今後、意見を取り入れながらまた制度を変えていくことに期待したいと思っています。

一次産業の支援の問題、これもしっかりとみんなで考えて取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

しかし、サケ公園の遊具など子どもたちが心待ちにしているものもあります。町民のための予算を執行することが大事なと考え、予算案に賛成します。

◎介護保険事業特別会計

賛成討論

石原 広務議員

超高齢化が進む町の現状に対し、抜本的な福祉政策が打たれていない中で、高齢者対策に関わる事業を進めるにあたり、必要な資格を有している職員の配置なども不足して

いる中で、関わる職員の方々の結束や努力は改めて心より敬意を表します。その上で除雪サービス事業に限定し次の点を申し上げます。①掻き手の方々の意見を聞くなどの機会を設けるとした町長の考えは実行されていませんので、それに準じた対策を講ずること。②深刻な問題である掻き手不足の解消に向け、助成額の増額について新年度の契約はどの位跳ね上がるか状況を見て検討するなどしてありますが、契約以前に方向性を示せる対応が必要であり、早期に検討し助成額の増額を実行すること。③ボランティア精神のもと掻き手として協力をしている方々が、サービスを望む高齢者との契約に際し、町として今まで以上に関与していただくことを要望し、賛成討論とします。

主な新規事業

◎入学祝金

予算額 595万円

子育てにかかる保護者の経済的負担の軽減を図るものです（小・中・高校入学時において、一人につき5万円）。

◎住宅リフォーム助成事業

予算額 2千万円

住宅のリフォーム等に助成することで、快適に暮らす住環境の整備並びに地域経済の活性化を図るものです。

◎訪問系障がい福祉サービス事業所支援事業補助金

予算額 20万円

ヘルパー事業所の所在地から、町内利用者の居宅までの往復10キロ以上の移動距離に対し、対象経費の2分の1を補助するものです。

◎児童公園遊具整備事業

予算額 336万5千円

遊具の劣化のため、遊具の点検、更新を実施し、環境を整備するものです。

◎密漁監視カメラ設置工事

予算額 627万円

町内の漁港・湾港内に監視カメラを設置し、組織的な密漁・防犯抑止対策及び、災害時の状況確認をするものです。

◎町道照明改良事業

予算額 3250万円

道路照明のLED化を行い、省電力化及び長寿命化を図るものです。

◎立地適正化計画策定事業

予算額 830万円

都市計画区域内における公共施設、商業施設及び住居等の都市構造の点検や見直しを行い、コンパクトなまちづくり形成を図るための計画を策定するものです。

◎北檜山中学校長寿命化改修工事実施設計業務

予算額 2159万3千円

老朽化による北檜山中学校の改修を進めるため策定した長寿命化計画に基づき、実施設計業務を行うものです。

一般質問(第1回定例会)



8人の議員から一般質問があり、町長・教育長に答弁を求めました。

ふるさと応援寄付金を利用した 定住・子育て支援の充実を

ますた みちひろ
榊田 道廣 議員



質問

ふるさと応援寄付金を利用し、定住、子育て支援の充実に一層力を入れるためにも、ゼロ歳児からの保育料完全無償化は大変有効な方法だと思いますが、いかがですか。

答弁 町長

現在、3歳以上児は無償化されていますが、3歳未満児は給食費を独自に無料としたものの、保育料は国の基準より軽減した額で徴収しています。第2子は所得水準に応じ無料もしくは半額、第三子以降完全無料化を行い、既に子

育て支援並びに多子化対策に対応してきました。3歳未満児の保育料無料化は必要に応じて、ふるさと応援寄付金を活用し、他事業との優先度や受益バランスを勘案しつつ、国の無償化の動きに合わせ総合的に検討したいと考えます。

再質問

北海道が保育料助成状況を調査したところ、37町村が第1子から完全無償化、第2子以降の所得制限なしでの無償化は18市、51町と道内179自治体の中で既に半分以上が完全無償化、または、一部無償化に踏み切っている状況にあります。子どもに係る教育費は大きな問題であり、将来設計にも影響を与えます。せきたな町デジタル田園都市構想の中で、「幅広い子育て世代への支援体制を整備する

ため、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援体制を継続的に構築します」とあります。全道的に支援が必要不可欠という町が増えている中、我が町も検討するべきと思いますが、いかがですか。

再答弁 町長

3歳児未満児が認定こども園、保育園に通園するためには両親の就労用件等があり、誰もが通園可能ということではありません。保育園等に通われている子どもだけを対象にするとバランスがとれなくなり、自宅で保育をしている子ども達に恩恵がないことになります。

国の子育て支援施策も充実してきました。無償化の動きに合わせ、町としても総合的に検討したいと考えています。

水産種育苗センターの今後について

質問

執行方針で、「水産種育苗センターはアワビの中間育成を行い、前浜資源の維持と漁業者の経営安定に向けた支援に努めます」とありました。

しかし、産業教育常任委員会の中で町は、「運営経費の負担増、職員の退職、老朽化した設備の補修改修」などを理由に、年内に閉鎖する考えを示し、漁業関係者との意見交換も済ませるなど、センター閉鎖の既成事実を作り上げているように思います。これは執行方針の説明とは矛盾し、以前私が行った一般質問の答弁と相容れないものだと思いますが、いかがですか。

答弁 町長

種苗センターの課題として、当施設の重要箇所である海水取水管敷設替工事など、老朽化により令和8年度からの5年間で約3億5千万円以上の

維持補修経費が掛かる見込みです。

また、現在職員2名が業務にあたり、うち1名が今年度末で早期退職となり、もう1名も令和7年6月末での早期退職を希望され、職員が不在になる見通しです。

今後、アワビ種苗やナマコ種苗の確保に向け、関係機関と調整を図っています。

再質問

以下の点について伺います。

①町長は、施設の目的外使用の手続きについて北海道と協議中とありますが、結果を伺います。

②施設の管理費が収入の10倍以上なので、用途変更することと経費の圧縮を図るべきと尋ねましたが、センターの維持、収支の改善にしっかりと取り組まなければならないと答弁でしたが、具体的に収支の改善にどのように取り組んだのか、お知らせ下さい。

③海水取水管の取替えや、維

持更新は5年前には判っていたと思いますが、なぜ更新をしてこなかったのでしょうか。

④職員の育成は、業務に支障が出ないよう考えると答弁しましたが、誰か配置されたのでしょうか。

⑤今後、アワビは他町や他施設から購入する場合、運送費等補助するべきであり、ナマコも無償で前浜に放流してきただのであれば、今後も無償で放流する責任があるのではないのでしょうか。

再答弁 町長

①～③用途変更の問題は、道よりハードルが高いという報告を頂いていますし、老朽化が進んでおり、収支の問題は施設の単年度赤字が毎年4千万円ほどあり、今後5年間で2億円の赤字が生じ、設備投資の3億5千万円と合わせ、5億5千万円になります。

アワビは令和7年度2千個の配布ですので、20万円ほどの収入になり、収支の改善は

難しいと思っています。

また施設を止めた場合、ナマコ種苗の購入も考えなければならぬが、町としてこれまで同様の扱いを漁業者に支援をするべきと思っています。

④職員の募集の件は、対応が遅れたと感じています。2人の早期退職ということで、本来相談をしながら職員の体制等を考える矢先でありました。

⑤町として、アワビは漁業者に販売、ナマコは無償で配布しており、当面同じような形でしっかりと漁業者に対応したいと考えています。



水産種苗育成センター

政府の2025年度予算案、防災対策へのせきたな町の対応について

ふじたに 藤谷 容子 議員



質問

政府の2025年予算案は、全体として、大軍拡と大企業優先の政治を突き進み、国民の暮らしに冷たく背を向けていますが、「緊急防災・減災事業費」「緊急自然災害防止対策事業債」など、1兆100億円にのぼる、国を挙げた防災対策を実施しようとしています。

①国が推進する防災対策へのせきたな町の対応について、どのように考えていますか。

②指定避難所である小中学校体育館に、エアコンの設置を検討してはいかがでしょうか。

答弁 町長

①国が推進する防災対策への対応については、これまでも緊急自然災害防止対策事業債や、緊急浚渫推進事業債を毎年活用してきました。河川改修や河川浚渫などを実施し、防災、減災対策を行なってきたところです。令和7年度も事業の活用を予定しており、引き続き、減災対策に努めてまいります。

②指定避難所となる小中学校体育館へのエアコン設置については、その必要性等について検討していきたいと考えています。

再質問

政府は全国の小中学校体育館のうち95%が避難所に指定されていることから、今後10年間でエアコン設置率を95%にする目標を掲げ、新たな交付金を創設しています。

実質自治体負担は15%で出来るということです。制度を活用して、災害対策を強化することを求めます。

再答弁 町長

計画的にいろいろな対策を進めていかなければならないと考えているところです。

再々質問

昨年の広報5月号で、せたな町の財政を年収350万円の家庭に例えて、国からの地方交付税、補助金などを親からの仕送りとしていました。

国と地方自治体の関係は親子のようなものではなく、対等協力関係だと思っています。補助金などを活用すると、国からの財源が多くなりますが、活用できるものは積極的に活用して、災害対策の強化をし

ていただきたいと思います。

再々答弁 町長

決して楽な状況ではありませんが、議員のおっしゃるような事業についても、検討していきたいと思っています。

子どもの預かりに関する子育て支援サービスの充実について

質問

ファミリーサポート事業は、地域住民が支え合い、地域でつながりながら、子育てを見守る相互援助活動を行う事業ですが、せたな町では実施していません。

一時預かり保育は、こども園・保育園に入所していないお子さんで、親の急な仕事や病気などで、一時的に保育を必要とする場合に利用できるというものです。

家庭で乳幼児の子育てをしている親は、子育ての不安感、負担感が強くあり、一時的休息、リフレッシュが必要です。

自分の時間がなく、思うようにいかず、ついイライラして子どもに当たり、落ち込むという経験を持っている親が多くいます。保育園・子ども園は、保育の必要性の認定が要件であり、数時間、リフレッシュのための利用は、対象外と考えられています。

子どもの預かりに関する子育て支援サービスを充実させて、子育ての不安やストレスを抱えている親を支援してはいかがでしょうか。

答弁 町長

ファミリーサポートセンター事業は、全国で、事故やケガなどのトラブルが発生していると伺っています。国や他市町村の動向も踏まえて慎重に検討していきたいと考えています。

現在、町内のこども園等の3園で実施している一時預かり事業ですが、保育の必要性の認定は不要で、親の急な仕事や病気、通院などの他に、美容室やリフレッシュのための利用も、対象としています。

子育て中の親の心身のサポートを担っているところで、このリフレッシュのための利用を対象外と誤解されている方がおられると感じました。そういった誤解がないように周知していきたいと考えています。

再質問

美容室などで利用されている方は限られていると聞いています。保護者にしっかりと周知していただきたいと思います。

また令和7年度から、子ども家庭センターが新設されるということ、ここで実態をつかみながら、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

ホームページなどでも、せたな町は、こういう形で支援しているということを積極的にアピールしていただきたいと思っています。

再答弁 町長

急な利用時にトラブルを避けるためにも、事前に一時保

育預かり事業を有効に利用していただければと思っています。ご指摘いただいた周知の仕方についても、効果的に周知できるよう、しっかりと考えてまいります。

日本非核宣言自治体協議会への参加を

質問

昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、今年は広島、長崎の被爆から80年の節目の年です。これまで以上に日本から発信するメッセージが世界に伝わるチャンスです。核兵器や戦争のない平和な世界へ進めるため、非核平和の宣言をしている自治体としても、さらなる取り組みが求められます。

核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、宣言自治体が互いに手を結び合い、世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために、さまざまな平和事業を推進している、日本非核宣言自治体協議会への参加

を検討してはいかがでしょうか。

答弁 町長

非核平和の町宣言をしている当町では、ホームページや広報誌での啓発活動に加え、役場庁舎やふれあいプラザなどで宣言の掲示を行なっています。宣言に触れることで、町民一人一人が賛同し、自らの行動を通じて平和の実現に寄与する意識の向上に向けて引き続き周知を実施していきたいと考えています。

非核平和の町としての姿勢は様々であると思います。現在、日本非核宣言自治体協議会への参加については考えていません。

再質問

今、本当に、平和の問題で、それぞれができることを考えて、行動していかねければいけないと思います。せとな町として何ができるのかと。

この日本非核宣言自治体協議会に参加すると、他の自治体から学ぶことができます。

そして、宣言をしている自治体が声を合わせて発信することが出来ます。ぜひもう一度、検討していただきたいと思っています。

再答弁 町長

同じような趣旨で運動している団体がたくさんあります。そうした中で、特定の団体に所属することなく、中立的な立場でこれからもしっかりと町として、非核平和を願って推進していきたいと考えているところです。

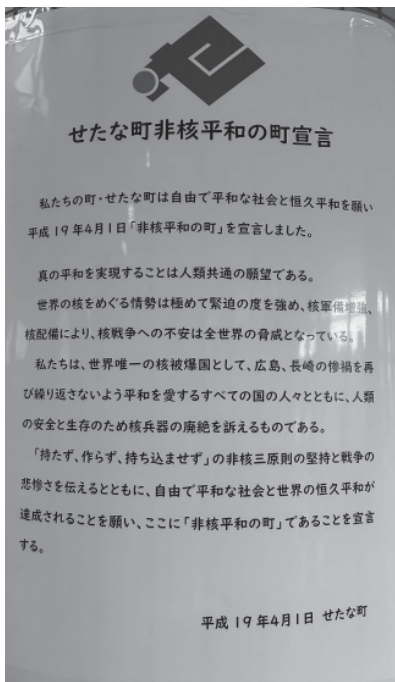
再々質問

この団体のホームページをご覧になったことがありますか。これは決して特定の思想

信条を持つ団体ではありません。宣言をしている自治体が力を合わせて訴えようという団体ですので、特定の団体と考えず、ホームページもしっかり見て検討してください。

再々答弁 町長

北海道179市町村の中で、加盟しているのは23団体と非常に少数です。協議会に参加しない場合においても、引き続き平和、あるいは非核ということについて、啓蒙活動を町として実施して、町民の理解を深めていきたいと考えています。



温泉ホテルきたひやまについて

いしはら ひろむ
石原 広務 議員



質問

指定管理施設として、北檜山観光振興公社がその運営を続けていますが、町としては、今後も現在の形態を維持していくことは困難になると考えます。

以下の点について町長の見解を伺います。

①町が保有している株は、早期に売却をするべきと考えますがいかがですか。

②長寿命化計画のもと、多額の改修費がすぎ込まれました。町長が示していた宿泊施設は、指定管理制度にはそぐわない

とする町長の考え方を実行するべきだと思いますので、明快な答弁を求めます。

答弁 町長

①現在、町は北檜山観光振興公社の51%の株を保有しており、本年度、施設の長寿命化改修事業を行ったことにより、今後の維持管理については、大規模な修繕が発生しないこと、宿泊者数やレストラン等の利用人数も増加傾向にあること、これらのことから、北檜山観光振興公社の収支の改善が少しずつ図られていくものと思われれます。

しばらくの間は推移を見守りたいと考えており、現段階で早期の売却は考えていません。

②宿泊施設は指定管理制度にそぐわないと、これは基本的な考え方はありますが、温泉

ホテルきたひやまは町の入浴施設としても大きな役割を果たしています。

宿泊施設、温泉浴場の一体的な施設であることから、引き続き現状の指定管理により、運営をしていく考えですので、ご理解いただきたいと思ひます。

再質問

株については、現状で4千万円台まで目減りしていることが報告されています。長寿命化計画により、多額の改修費をかけたことで、今後は大規模な改修費は必要がなくなり、利用者も増加傾向にあるとの答弁でした。その上でしばらくの間は推移を見守ると言われましたが、旧国民宿舎あわび山荘が条例上で存在している時に示していた宿泊施設は、指定管理施設にはそぐわないとの町長の方針は、あわび山荘の条例廃止のみが目的であり、合併当初の公約であった平準化とは上辺だけで大成区民を欺いてきたものと言わざるを得ません。

平成21年から令和6年までの間、あわび山荘には約8千万円でしたが、温泉ホテルきたひやまには約8億もの税金をつぎ込んでいます。

今こそ、町長が示していた自立を促すべきであり、他の民間宿泊施設にも協力をいたしながら、町の観光拠点となるためにも、町が率先して進めていくべきと考えます。

再答弁 町長

本施設については、当初から第三セクターで運営をしていくことでスタートしたところですので。町の観光の要の施設として、これから役割を果たせるように、これまで紆余曲折ありましたが、役割をしっかりと果たしていけるように、こういった形で維持したいと考えています。

改修工事後、利用者も増えているということで、入浴施設を一部改修したことによって運営費、経費も下がっているというようなことも聞いています。

そうした状況をしっかりと見

ながら、自立に向けた取組を強化していきたいと思つていらっしゃるようです。合併後の地域バランスの話もありましたが、町としては、大成区の水道を1番先に多額の予算を投入しながら整備をさせていただきました。

こうしてライフライン社会資本の整備等についても地域バランスというものを十分考へながら、それぞれの国、財政上の投資をしてきたということですので、地域バランスをとつていないということではないとご理解いただきたいと思ひます。



温泉ホテルきたひやま

公職選挙法について

質問

①町長や議会議員が選挙区内において葬儀の際に、供物や供花などを実名で送った場合は違反になると考えますが、選挙管理委員長の見解をお聞かせ下さい。

②町民からそのような情報が選挙管理委員会に寄せられた場合、どのように対応されるのか、お知らせ下さい。

③町長が実名で供花を送ったとする情報が、数名の方から寄せられましたが、事実が明らかにして下さい。

答弁 選挙管理委員長

①公職選挙法第199条の2の規定により、町長や議会委員から選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附はしてはならないとされています。質問にある葬儀の際の供物や、供花につきましても、公職選

挙法上の寄附の禁止に抵触すると解されています。

②当選挙管理委員会としては、取締り捜査の権限を有しておりませんので、具体的な対応はできませんが、選挙管理委員会に情報が入った際は、当人に対して指導を行ってまいります。

答弁 町長

③私のほうから、法人名義で葬儀屋さんに花をお願いしましたが、手違いにより私の個人名で届いてしまいました。しっかりと確認すべきであったと反省をしているところであります。

再質問

法人名で依頼したが、葬儀屋の手違いで実名で贈られてしまったとの答弁ですが、プロとして事業展開をしている葬儀屋側が、そのような間違いをするとは到底納得できることではありません。

以前に違反のままの看板設置は、後援会のせいにしまし

たが、今回は葬儀屋の責任にしようとするのは、誤魔化しでしょうかありません。

選挙区内で、葬儀の際に実名で花を贈る行為は、公職選挙法に違反することであり、寄せられた情報は事実である

と認めるという解釈でよろしいか改めて答弁を求めます。

再答弁 町長

先ほど申し上げましたように、実名で届いてしまったという答弁をしたところです。

丹羽スキー場の利用について

おおゆ みちさと
大湯 圓郷 議員

できているという声が聞こえています。

このスキー場は、ロープリフト、Tバーリフトの2基があります。スキー場が始まって55年になります。利用者が少なくなった原因の一つとして、ゲレンデの整備が不十分ではないかと思いました。ゲレンデの整備をすることによって、スキーをする人が集まってくると思いますが、いかがでしょうか。

答弁 教育長

スキー場の利用者に関して



質問

丹羽地区には、春は玉川公園の水仙まつり、冬は丹羽スキー場と、町民が利用させていただいています。例年どおりスキー連盟の方や、スキー仲間達と初心者の子ども達へ指導をしている際、町民の方からスキーをする人が減っ

は、過去10年で1900人前後で推移していましたが、令和5年度には1567人となり、令和6年度には1285人と年々減少している状況です。スキー人口減少の要因としては、少子化やレジャーの多様化、そして用具にかかる費用の高騰などが大きいと考えられますが、ゲレンデの整備が行き届いていない面も一部はあろうかと思っています。

現状どのような形での整備が可能なかを含めまして、新年度に向け関係団体とも相談しながら利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。



丹羽スキー場

合併処理浄化槽の普及促進について

ほんだ ひろむ
本多 浩 議員

②普及促進のための補助金額の見直し及び、国の合併処理浄化槽設置整備事業への参入について。

③広報紙における事業内容の掲載について。

質問

令和7年度執行方針において、公共下水道や、漁業集落排水施設などが未整備の地域における生活排水対策については、合併処理浄化槽の普及促進をはかるため、設置の補助を継続していくとしています。

そこで3点お伺いします。

①せたな町合併処理浄化槽設置補助に関する条例に基づく、補助対象戸数と条例設定以後の補助実績について（新築及び既存住宅別の戸数）。

答弁 町長

①平成17年度から合併浄化槽設置者に対しまして、30万円の定額補助を行っていますが、補助実績としては74件、220万円となっています。

なお、浄化槽設置申請書に新築か、既存住宅かの区分記載がないため、区分別の戸数はお答えできません。

②現在、環境省事業である循環型社会形成推進交付金において、合併浄化槽の設置推進市町村に対して、交付金を助成する事業があります。交付率としては、浄化槽本体施工

費の4割を町と国で負担するという内容です。当町においても同交付金を活用する方向で検討してまいりたいと考えています。

③広報による周知については必要に応じて不定期に行っていました。今後は定期的に啓発したいと思っています。

今後の財政運営方針について

横山 一康 議員
よこやま かずやす

歳入と歳出のバランスがとれた財政運営が大切になってくると思います。

以下3点について町長の所見を伺います。

①財政計画、収支推計の財政規模や繰入金が計画と乖離している理由と、財政計画の見直しの考え方について。

②令和元年から令和5年までの財政調整基金の残高と令和6年、令和7年の見込み残高、とその評価。

③20年間の財政運営の総括と今後の我が町の財政運営の見



質問

せたな町では令和4年から予算規模が増加しはじめ、令和7年度は94億9千万円に達しています。町の最大の役割は住民の福祉増進を図ることであり、この意味では予算規模が増加するということは町民へのサービスが増加するとも言えますが他方、持続可能な自治体運営を考えた場合、

通しについて。

答弁 町長

①財政計画の収支推計の財政規模や、繰入金が計画と乖離している理由は、計画策定時には見込んでいなかった事業の追加や、昨今の物価高騰などの影響があり、事業費を計画どおりに縮減できていないためです。特に他会計への繰出金の増加や、公共施設の老朽化などによる投資的経費の増加などが大きな要因として挙げられます。

これらを踏まえ、令和7年度に計画内容の再検証を行い、現状に即した内容に見直したいと思っています。

②令和7年度は、歳入財源を補うために5億1035万1千円を取り崩しました。今後とも歳出に対し歳入が不足する傾向です。

③平成18年度に厳しい財政状況を見据えた財政非常事態宣言を宣言し、徹底した歳出の削減、事務事業の見直し、町債の繰上償還、職員給与の独自削減など財政の健全化に取り組んできました。平成23年には5年間に及んだ財政非常事態宣言を解除し、引き続き財政の健全化に取り組んだ結果、平成17年度に212億円あった起債残高は、令和5年度末で96億円まで削減できました。

した。

基金残高は平成17年度には19億9千万円でしたが、令和5年度末には69億9千万円となり50億円増加できました。

今後は大型事業や更なる物価高騰などにより、より厳しい財政運営が予想され

るためスピード感をもって事務事業の見直しや公共施設の統廃合、歳入の確保を進めていかなければならないと考えています。

再質問

財政健全化法によって報告される、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の指標は、早期健全化基準のラインに達していませんので、財政状況は健全だと思っていました。が、総務省の決算カードを見ると、せたな町の実質単年度収支は7年連続赤字となっています。実質単年度収支、財政調整基金の残高や減少傾向を見ると、財政危機の入口にいると私は認識していますが、町長はどのような認識を持っているか伺います。

再答弁 町長

私は常々厳しい財政状況にあると言っています。形式収支、いわゆる一般会計の歳入歳出の残高はプラスで推移していますが、これに加えて基

●財政調整基金残高

年 度	残 高
令和元年度	15億3385万円
令和2年度	15億3681万円
令和3年度	14億3799万円
令和4年度	13億9664万円
令和5年度	14億3848万円
令和6年度(見込)	12億4808万円
令和7年度(見込)	7億3927万円

金がいくら増えたか減ったか。あるいは、起債がいくら増えたか減ったかということも加味して、全体として財政が正しい方向に動いているのか、悪い方向に動いているのかという判断をしなければならぬと思います。

厳しい状況という認識は、議員同様です。

再々質問

町民や議会へ町の財政状況を説明する機会を設けていただきたいと思うが、考えを伺います。

再々答弁

財政分析は、今後もしっかりやっていかなければなりません。財政健全化策についてもしっかりと見える形で作っていかねばなりません。

議会はもちろんですが、町民の皆さんにもお知らせをしながら町政を前に進めていく努力をこれからも続けなければならぬと思います。危機的状況にあるとは思いますが、町民の皆さんにあまりそれだ

けを強調するということにはなりません。

やはり、町民サービスというのも大事な政策の一つなので、財政の許す限りそのような部分にも気を配り、サービスと財政とのバランスをとりながら、しっかりと財政運営していくことが大切だと考えています。

行政改革大綱の進捗状況について

質問

せたな町では、令和5年から令和9年を目標とした第3次せたな町行政改革大綱が策定されています。行政改革の取り組みを着実に実行することとは、持続的な町民サービスの向上、職員のさらなる資質向上、町民と連携した自治体経営など町行政に大きな効果があると考えます。

以下3点について町長の所見を伺います。

①行政改革大綱の推進体制と、

今年度までの各基本方針の進捗状況について。

②限られた財源、人的資源の中で最大限の町民サービスをを行うためには、事務事業の進管理、計画期間の設定、適正な評価等が必要だと思います。これらの具体的な検討状況について。

③外部評価導入の検討について。

答弁 町長

①②財政の健全化や行政の効率化を進める上で、継続的な行財政計画は必要であり、その指針となるのが行政改革大綱です。令和5年4月にせたな町行政改革大綱を策定し、3点の基本方針をまとめ、その推進に向けて取り組んでいます。

基本方針1『時代の変化に対応した行政改革の推進』では、高度化、多様化する町民ニーズに的確に対応する行政サービスの提供や、限られた財源

の中で効率的で質の高いサービスの提供を目指すこととして、役場内で組織する政策調整会議や、事務事業調整会議を開催し、事業の推進状況の検証や点検、評価、事業の見直しなど、事務事業の整理、合理化に努めています。

将来の職員数減少が見込まれる中において、効率的、効果的な組織体制の確立のほか、職員一人一人の能力向上や意識改革が必要で、取組として人事評価制度の導入と職員研修の充実を図っています。

基本方針2『健全な財政運営』では、人口減少に伴う普通交付税の縮減、生産年齢人口の減少に伴う町税の減収、公共施設の維持管理費の増大、多様化する町民ニーズの対応など、今後、厳しい財政運営が予想されます。自主財源確保のための取組、施設の統廃合や公共施設の使用料の見直しなど、計画的に推進しなければならぬと考えています。

基本方針3『共生、協働と連

携による町づくり』では、直接町民と関わる窓口サービスの充実、住民相談に的確に対応できる職員の資質の向上、さらには行政手続きの簡素化など、行政情報の発信や町民のニーズに対応した行政運営が求められることから、行政サービスのデジタル化の推進や、簡素化など更に進めています。

この行政改革大綱に基づく行政改革推進計画の取組については、政策調整会議や事務事業調整会議において随時、事業の推進状況の検証、見直しを実施していますが、事務事業の進管理や、適正な評価等を検討する組織体制を充実し、行財政改革の推進に努めなければならないと考えています。

③外部評価導入の検討状況については現在、検討までは至っていません。今後、先進事例など参考にしながら導入に向け検討していきたいと思

再質問

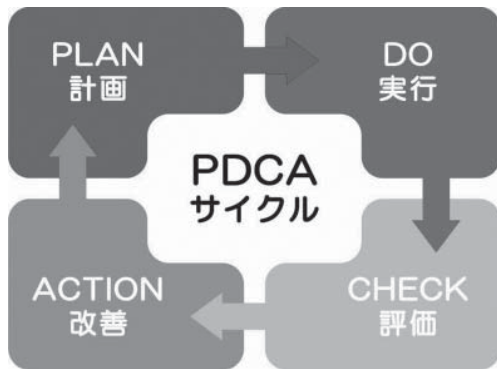
計画は作っただけではなく、実施し、評価し、検証してまた回していくPDCAサイクルをしっかりと作ることが大切だと思います。

また、平成18年に第一次行財政改革大綱を作った際、町長が本部長となったように、しっかりと推進体制を持って推進する姿勢が非常に大切だと思います。PDCAサイクルを回すこと、町長が先頭に立って行財政改革大綱を実施することについて町長の所見を伺います。

再答弁 町長

本計画は、令和5年度から9年度までの継続した推進計画であり、随時検討しながら進めています。見直し等の検討については、計画年度の中間で、令和7年度に実施したいと考えています。そのためにも、行政改革大綱の取組評価や、現在までのPDCAサイクルなどを十分見ながら7年度以降の計画を見直したいと考えています。

行財政運営が難しくなってきたと捉えていますので、私がトップということであり、ドーシップをとっていききたいと思っています。



家族農業経営の経営継続支援策の検討を

質問

町では、農作業の省力化による労働力不足や生産性向上を図るため、スマート農業支援事業を令和6年度から3年間にわたり実施しています。

事業開始1年目から当初予算を上回る申請があり、今後の事業効果に期待が高まっています。

私はスマート農業支援事業については、実施中の事業です。継続していただきたいと思いますが、この事業と並行して基幹産業の経営継続を支える大胆な新規事業の検討、そして実施することが大切だとも思います。

以下2点について町長の所見を伺います。

①令和6年度のスマート農業支援事業の経営形態別申請実績と、年齢別申請者実績及び主な導入内容を伺います。

②大胆な新規事業を検討する考えについて伺います。

答弁 町長

①主な導入内容は、GPS田植機、リモート乾燥機、スマート農業対応トラクター、自動操舵システムとなっております。

②現在取り進めているスマート農業支援事業において、農作業等の省力化も含め、農業経営の継続につながる事業と判断しており、3年間この事業を実施し、本事業の効果をしながら次に続く必要な事業については、改めて検討したいと考えています。

●経営体別申請状況

種 別	件 数	総 事 業 費	補 助 額
耕 種 農 家	46 件	1億7686万円	4161 万円
畜 産 農 家	2 件	380 万円	123 万円
畜産複合経営	6 件	3291 万円	581 万円
合 計	54 件	2億1236万円	4866 万円

●年齢構成別状況

年 代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
件 数	1 件	5 件	18 件	14 件	9 件	6 件	1 件

再質問

耕種農家の補助金額が416万7千円、畜産農家の補助金額が123万5千円で、耕種農家と畜産農家のバランスに偏りがあると思います。

また、年齢別60歳以上と以下では約3割と約7割となっていて、世代別の構成から見ても偏りがあります。農家の方々を訪問し、年齢が65歳以上の方とお話ししますと、使い勝手がよくないという声も聞いています。

このバランスの偏りが大きい状況をどうお考えになるか伺います。

再答弁 町長

耕種農家に比べて畜産農家の利用が少ないということについては、それぞれの経営形態によってどこまで求めるかと、自分の経営の中においてどこまで求めるか、ということも随分影響しているのではないかと思います。本事業をもう少し分析して見なければはつきりとわからないので、今後分析していきます。

鳥獣被害対策について

よしだ 吉田

みのり 実 議員

①せたな町における令和6年度の農業鳥獣被害の実績、面積、金額等、鳥獣駆除件数とそれに対する所見について。

②令和5年度と比べて、令和6年度に力を入れて実施した鳥獣被害対策について。

③令和7年度に向けて検討している鳥獣被害対策があるか。



質問

今年もいよいよ本格的な営農がスタートしました。近年特に農業での鳥獣被害が大きくなっていることはご承知のことと思いますが、北海道発表の檜山振興局管内のエゾシカによる農業被害金額は、令和5年に約5千万円になるなど、対策を行っているにも関わらず、令和2年から横ばいとなっています。

少しでも鳥獣被害が減少するよう行政として取り組みを強化していく必要があると感じており、以下の3点について町長に伺います。



答弁 町長

①令和6年度の農業鳥獣被害の速報状況ですが、大豆、水稲など被害面積は22.3ヘクタール、金額で1377万5千円となっており、令和4年度、5年度と比較しますと、被害金額は減少となっています。

生息数については、拡大傾向にあると認識しており、今後も鳥獣被害の抑制に努めていきたいと考えています。

②令和6年度から新たに北海道ヒグマ管理計画に基づくヒグマの人里出沒抑制等のための春期管理捕獲に取り組み、捕獲従事者の育成、確保に努めるなど、鳥獣被害対策に取り組んでいます。

③狩猟免許取得補助金や、鳥獣被害防止対策事業補助金を継続して取り組むほか、ヒグマ用の箱ワナ2基を新たに購入し、捕獲圧を高めるなどの対策を行っていきたいと考えています。

再質問

私が令和5年第4回定例会の一般質問の中で、鳥獣駆除した個体のジビエの活用について、ハンターの皆さんと相談するという内容でしたが、相談していただけましたか。もし相談されていたら、その内容と、現在把握している課題について簡単にお知らせください。

再答弁 町長

実はジビエを食用として衛生的に処理するということは大変難しい状況となっています。

解体するためには、食品衛生法の処理業の許可施設が必要ということになり、販売するにしても食品衛生法、加工販売に必要な営業許可を取得した施設でということになります。

したがって、このような資格を有しなければ手を付けられないという状況になってきており、道内のこのような施設の運営については、ほとんどが民間で専門にジビエの販

売をしている事業者が運営をしている状況です。

相当の頭数の処理をしないとかなかなか生産的に難しいという状況もあります。

まだハンターとの話し合いは行っていないですが、ハンターの皆さんが取り組むことができるかどうかという部分については、今後、相談していきたいと考えているところです。

再々質問

頭数は決して減るものではなく、ますます増えて農業被害が拡大しますので、我が町だけでの対策が難しいようであれば、隣町との相談も含めながら、ジビエの活用ができるように、また、ハンターの皆さんに少しでも還元できるように内容に努めていただきたいと思います。

再々答弁

農業被害を減らすというところが議員の目的というように質問で伺いました。

令和6年度については、鳥獣被害について、これまでと

比べて減少傾向にあるという状況になっています。これからもハンター等のご協力をいただきながら、できるだけ効果的な駆除を対策に取り組んでいきたいと思っています。

ジビエの問題についても引き続き検討、研究させていただきたいと思います。

地方公務員の兼業・副業について

質問

本年1月24日の石破総理による施政方針演説の中で、日本の生産年齢人口は、これらの20年で1500万人のおよそ2割以上が減少する見込みとなっており、人材希少社会に突入すると言われています。

新しい地方経済、生活環境創生本部事務局が提供する地域経済分析システムリソースによると、我が町では今後20年で6割が減少し、生産年齢人口は千人程しかいなくなる見通しです。

同演説内では人口減少が進む中、一人一人が持つ可能性を最大限に引き出すことが必要で、地方公務員の兼業、副業にも柔軟性を持たせ、地域の方々が力を発揮できる環境を整備するとも触れています。

答弁 町長

当町においても、人口減少に伴う人手不足により、1次産業をはじめ様々な業種に影響が及んでいます。近年、地方公務員も地域社会のコーディネートター等として、公務以外でも活動することが期待されるようになっていきます。

町職員など地方公務員の兼業については、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持などから、国家公務員と同様に地方公務員法第38条で、町長など任命権者の許可制となっており、当町では、せきたな町職員服務規程第17条の営利企業等従事許

可の手続きにより、町職員の責務に支障の無い公共性の高いものについて、許可をしているところです。

町職員が兼業や副業することにより、地域に対する貢献や異業種との交流による職員の人材育成、人口減少に伴う人材不足の解消などの効果も考えられることから、先進事例や国の動向などを注視し検討したいと考えています。

再々質問

先進事例や国の動向などを注視し、検討していただけたらと思います。

再々答弁

地域活動の兼業については、当町では兼業許可の基準が明確ではないため、事務取扱い規程等の整備が必要です。

現在、国において制度の見直しについて具体的な検討を進めているところですが、兼業による心身の著しい疲弊により、本業である職務の能率に悪影響を与えるなどの懸念

も考えられますので、兼業の推進について慎重に検討を重ねたいと考えているところです。

※菅原議員から一般質問が11問ありましたが、本人より掲載辞退の申し入れがあったため掲載しておりません。

議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等のほか、これまでに発行した議会だよりも掲載しております。

<https://www.town.setana.lg.jp/>

委員会レポート



総務厚生常任委員会

第2回

一、調査年月日

令和7年2月18日

二、調査項目及び結果

(1) 瀬棚支所所管

- ・ 公共施設等の維持補修（令和7年度予算関連）について調査しました。

(2) 町民児童課所管

- ・ 北檜山学童保育所の施設整備について調査しました。
- ・ 幼児給食調理業務の外部委託について調査しました。

(3) 財政課所管

- ・ 令和6年度普通交付税の再算定について調査しました。

(4) 総務課所管

- ・ 犯罪被害者等の支援について調査しました。
- ・ 電算システムの標準化・共通化事業について調査しました。

(5) 保健福祉課所管

- ・ 訪問系介護サービス等事業所支援事業について調査しました。
- ・ 介護職員等奨学金返還支援事業について調査しました。
- ・ 介護人材確保支援事業について調査しました。
- ・ 带状疱疹ワクチンの定期接種化について調査しました。
- ・ グループホームあさなぎの指定管理について調査しました。

(6) まちづくり推進課所管

- ・ 空家等除却事業補助金について調査しました。
- ・ 産業等活性化補助金について調査しました。
- ・ せたな町出生祝金支給条例一部改正について調査しました。
- ・ 入学祝金支給事業について調査しました。
- ・ 住宅リフォーム等助成事業について調査しました。

- ・ さけ観察広場改修事業について調査しました。
- ・ 指定管理者の指定（青少年旅行村）について調査しました。

- ・ 温泉ホテルきたひやまの経営状況及び指定管理料の追加について調査しました。
- ・ ゼロカーボン推進事業について調査しました。
- ・ 洋上風力発電施設「風海鳥」の撤去について調査しました。

その他報告

- ・ 2町連携特産品開発について報告がありました。

産業教育常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和7年2月13日

二、調査項目

(1) 教育委員会事務局所管

- ・ 第4次せたな町教育推進計画について調査しました。
- ・ せたな町奨学資金貸付条例の改正について調査しました。
- ・ 北檜山中学校長寿命化計画

- ・ について調査しました。

- ・ 小中学校校歌CD制作業務について調査しました。
- ・ ICT機器の整備について調査しました。

- ・ 北海道教育大学函館校との包括連携協定締結について調査しました。

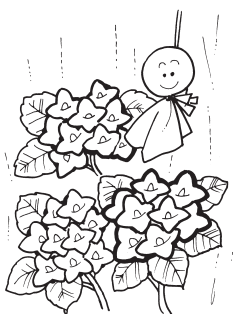
(2) 建設水道課所管

- ・ 権利の放棄について調査しました。
- ・ 町有施設維持管理業務について調査しました。
- ・ 北檜山2号井代替井堀削事業について調査しました。
- ・ 立地適正化計画策定事業について調査しました。
- ・ 水道施設伝送装置改修事業について調査しました。
- ・ 公営企業経営戦略改定事業について調査しました。

(3) 農林水産課所管

- ・ 耕種農家育成派遣事業について調査しました。
- ・ ジャガイモシストセンチュウの発生について調査しました。
- ・ 指定管理者の指定（町営牧場）について調査しました。
- ・ 瀬棚地区営農飲雑用水施設

- ・ 改修事業負担金について調査しました。
- ・ 利別地区防災減災事業負担金について調査しました。
- ・ 若松地区幹線排水路浚渫工事について調査しました。
- ・ 久遠漁港製水貯水施設整備事業について調査しました。
- ・ 令和7年度水産関連新規事業について調査しました。
- ・ 大成水産種育苗センター運営の状況と課題について調査し、継続調査となりました。



特別委員会

『医療体制・新病院建設調査特別委員会』

第8回

一、調査年月日

令和7年2月10日

二、調査項目

・せたな町立国保病院経営強化プランについて調査しました。

第9回

一、調査年月日

令和7年4月18日

二、調査項目

・病床数適正化支援事業について調査しました。

『政策審査特別委員会』

第17回

一、調査年月日

令和7年2月12日

二、調査項目

・令和6年度の政策について審査しました。

①元町職員横領問題について（継続）

②町道山麓通線用地問題について（継続）

『せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会』

第1回

一、調査年月日

令和7年4月3日

・第1回定例会にて特別委員会を設置し、委員長及び副委員長に本多浩議員、副委員長に藤谷容子議員が互選されました。

『議会改革特別委員会』

第1回

一、調査年月日

令和7年4月3日

・第1回定例会にて特別委員会を設置し、委員長及び副委員長に平澤等議員、副委員長に菅原義幸議員が互選されました。

令和6年度政務活動費執行状況

	梶田道廣	藤谷容子	横山一康	本多浩	未執行者 (5名)	合計
交付額（年額）	120,000 円	120,000 円	120,000 円	120,000 円	600,000 円	1,080,000 円
執行額	研修費		70,880 円			70,880 円
	広報・広聴費	50,302 円	108,646 円			158,948 円
	資料購入費		40,100 円	12,100 円		52,200 円
	合計	50,302 円	108,646 円	110,980 円	12,100 円	282,028 円
収支差引差額	69,698 円	11,354 円	9,020 円	107,900 円	600,000 円	797,972 円
執行率						26.11 %

※調査研究費、議員活動費、会議費、事務費の執行はありませんでした。

また、吉田議員、真柄議員、菅原議員は政務活動費の交付申請をしませんでした。

政務活動費とは、議員の調査研究に役立てるため必要な経費の一部として交付されるもので、本町議会議員には、一人あたり年額12万円が交付されています。

各議員は、収支報告書に1円から領収書を添付し、議長に報告しており、議長は各議員から提出された収支報告書の確認を行い、透明性の確保に努めています。

議会の動き

◆ 2 月 ◆

- 10日 第2回全員協議会
第8回医療体制・新病院建設調査特別委員会
- 12日 第17回政策審査特別委員会
- 13日 第1回産業教育常任委員会
- 18日 第2回総務厚生常任委員会
- 26日 第1回議会運営委員会
第4回北部松山衛生センター組合議会最終処分地施設調査特別委員会
第1回北部松山衛生センター組合議会定例会
第1回北部松山衛生センター組合議会全員協議会

◆ 3 月 ◆

- 3日 第1回定例会（1日目）
予算審査特別委員会（1日目）
- 7日 第2回議会運営委員会
- 12日 第1回定例会（2日目）
- 13日 第1回定例会（3日目）
- 14日 第4回全員協議会
第3回議会運営委員会
第1回定例会（4日目）
予算審査特別委員会（2日目）
- 17日 予算審査特別委員会（3日目）
第4回議会運営委員会
第1回定例会（5日目）
- 18日 予算審査特別委員会（4日目）
- 21日 予算審査特別委員会（5日目）
第5回議会運営委員会
第1回定例会（6日目）
- 24日 第1回檜山広域行政組合議会定例会
予算審査特別委員会（6日目）
- 25日 予算審査特別委員会（7日目）
- 27日 予算審査特別委員会（8日目）
第6回議会運営委員会
第1回定例会（7日目）
- 28日 第1回定例会（8日目）

◆ 4 月 ◆

- 2日 第1回定例会（9日目）
- 3日 第7回議会運営委員会
第1回定例会（10日目）
第1回せたな町議会せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会
第1回議会改革特別委員会
- 10日 道南地区森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会役員会
- 16日 檜山町村議会議長会定例議長会議（17日まで）
- 18日 第9回医療体制・新病院建設調査特別委員会
- 23日 道南地区森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会総会・研修会
- 25日 第8回議会運営委員会
- 28日 第2回臨時会（1日目）
予算審査特別委員会（1日目）
- 30日 予算審査特別委員会（2日目）

◆ 5 月 ◆

- 1日 予算審査特別委員会（3日目）
- 2日 第2回臨時会（2日目）

議会を傍聴しませんか

町政はあなたのために！

第2回定例会は
6月に開催予定と
なっております。



お気軽にお問い合わせ

編集後記



せたな町議会は、議会改革を目的とした調査をし、結論に至るまでの議員それぞれの考え方や将来を見据えた、議会の在り方などを議論するべく、特別委員会が設置されました。

議会への要望や、ご意見などは議会議長宛に常時受け付けられていますし、もちろん各議員に対しても寄せていただくことは町民の権利です。議会の傍聴は各支所のモニターで視ることもできますが、ネット配信もされています。町民皆さんがネットでみれる機会があるかという点と難しいところがあるのも現状だとは思いますが、町民皆様の声を代弁し、町政に届けることが議会の役割であり、それは今後も変わりありません。

（石原）

議会広報発行常任委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 榎田 道廣 |
| 副委員長 | 藤谷 容子 |
| 委員 | 石原 広務 |
| 委員 | 福嶋 豊 |
| 委員 | 熊野 主税 |
| 委員 | 大湯 圓郷 |